

デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案（仮称）の方向性に対する意見

令和2年1月20日

提案 提出者名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
------------	--

<<意見>>

在日米国商工会議所（ACCJ）は、デジタル・プラットフォーム事業者の存在が日本経済や社会にとって重要な存在となっていると日本政府が評価していることを歓迎します。デジタル・プラットフォーム事業者は革新的なビジネスを持続的に創出し、様々な産業に利益をもたらすことで、中小企業を含む事業者（以下、「利用事業者」）が国際市場へアクセスすることを可能にし、消費者に恩恵をもたらすことに大きく貢献しています。

ACCJ は、本法案がデジタル・プラットフォーム事業者がこれまでに行った革新的な取組みを後押しするような法案となり、利用事業者や消費者が信頼してそのサービスを利用できるよう透明性と公正性が確保されることを期待します。また一方で、デジタル・プラットフォーム事業者の独立性を尊重し、第4次産業革命のデジタルイノベーションを促進する企業努力を阻害しない内容となることを期待します。

ACCJ は、今後本法案についての検討が行われるに当たり、以下の項目が考慮されるよう要望します。

該当箇所：全般

意見内容：国際的なハーモナイゼーションを志向していただきたい。

理由：プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則は経済産業省、公正取引委員会および総務省によって作成されましたが、デジタル・プラットフォーム提供者を巡る規律の在り方を検討するに当たっては、国際的なハーモナイゼーションを志向することが重要です。そのため、本法案で規律しようとしているデジタル・プラットフォーム事業者の対象は、他の先進諸国で整備が進みつつある新たな規則と比較して過度に拡大されることなく、かつ、規律の内容は過剰なものとならないようにすべきです。国際的なハーモナイゼーションを志向することで、企業がそのリソースを日本国内市場や地域市場だけでなく、グローバルな環境に注ぐことにより、日本のインターネットエコノミーにおけるガラパゴス化を抑えられると考えます。

該当箇所：全般

意見内容：イノベーションを阻害することのない制度設計を要望します。

理由：成長戦略実行計画において、デジタル・プラットフォーム事業者は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者の国際市場等へのアクセスの可能性を飛躍的に高めていると認識されているとおり、デジタル・プラットフォームの重要性についてはここであらためて述べる必要はありません。本法案が第4次産業革命のデジタルイノベーションを促進する企業努力を認識し、さらに一層助長するような内容となることを要望します。また、個人情報保護法や独占禁止法などの既存の法律との重複を避けつつ、一貫性が確保されるように検討されるべきです。

該当箇所：規律の対象

意見内容：デジタル・プラットフォーム事業者間の公正な競争が確保されるよう要望します。

理由：規律の対象を特定のデジタル・プラットフォーム事業者に限定したり、ある程度大きなデジタル・プラットフォームに限定したりする案が検討されていますが、本法案により優先すべき課題は、デジタル・プラットフォーム事業者間の公正な競争を確保することだと考えます。

該当箇所：規律の対象

意見内容：オンライン・オフラインビジネス間の公正な競争が確保されることを要望します。

理由：デジタル・プラットフォーム事業者の中には、オフラインで事業を行っている企業と激しく競争を行っている企業があります。オンラインから事業を始めた企業がオフラインの事業も手掛けたり、オフラインから事業を始めた企業がオンラインの事業にも進出するなど、今やオンラインとオフラインの事業間に明確な境界線はありません。また、多面市場というのは新しい概念ではなく、以前から多くの産業に見られる現象です（例えば、クレジットカード業界におけるカード保有者と加盟店との関係や、医療分野における患者と医者との関係）。本法案は、自由かつ公正な競争環境を歪めないよう慎重に検討されるべきであり、ビジネスモデルや分野によらず同じ原則が適用されるべきです。

該当箇所：透明性・公正性向上のための情報開示と手続・体制整備

意見内容：デジタル・プラットフォーム事業者の自主的な努力を尊重していただきたい。

理由：デジタル・プラットフォーム事業者は、利用事業者や一般利用者からの信頼を維持するために、取引慣行の透明性や公正性を確保することが重要であると自ら認識しています。この認識をもとにデジタル・プラットフォーム事業者は既に自主的に透明性や公正性をより高めるための取組みを始めています。本法案の規律が詳細な処方箋のような規律となり、デジタル・プラットフォーム事業者の創意工夫の余地を制限するような、そして結果的にデジタルイノベーションの速度を鈍化させるような内容とならないこと

を要望します。法案が、むしろデジタル・プラットフォーム事業者の自主性を後押しする規律となり、社会からの信頼が得られるような独創的なアイデアを導入しようという企業努力を尊重するような、原則重視のアプローチを採用することを望みます。

該当箇所：透明性・公正性向上のための情報開示と手続・体制整備

意見内容：デジタル・プラットフォームの核心的な特長を維持するような制度を望みます。

理由：デジタル・プラットフォームは、利便性が高く、使いやすいサービスを多くの人々に提供することができるという特長があります。この効率の高さは、画一的なサービスを多数の利用事業者が利用することによって成り立っています。本法案により、例えば、規約の変更等の際に、デジタル・プラットフォーム事業者が利用事業者ごとにすべからず個別交渉することや、個別に同意の取得をすることを義務付けられるとすれば、それはデジタル・プラットフォームの特長を損ない、その存在自体を否定することになりかねません。

該当箇所：透明性・公正性向上のための情報開示と手続・体制整備

意見内容：利用事業者による悪意をもった行為の排除の必要性を理解していただきたい。

理由：残念なことに、デジタル・プラットフォーム上で、知的財産の侵害や、消費者の安全を脅かす違法又は詐欺的な行為をする利用事業者が存在します。利用事業者による不正行為等を防止し消費者の利益と権利を保護するために、デジタル・プラットフォーム事業者は利用事業者のアカウント開設を拒否したり、商品や役務を取り下げたりすることがあります。審査基準や取引拒絶事由を細部にわたっては明確にしないことが適切な場合も存在します。また、行政や捜査当局からの要請やセキュリティ上の理由などにより、詳細な理由を開示することなく、一部の利用事業者との取引を緊急的に打ち切らざるを得ない場合もあります。一方で、審査基準や取引拒絶事由の明確化・開示については、デジタル・プラットフォーム事業者は、これまでも利用事業者に対して自主的に一定の対応をしてきました。また、デジタル・プラットフォーム事業者の対応に関して、仮に、利用事業者から反論がある場合には、デジタル・プラットフォーム事業者に苦情を申し立てる手続きが既に整備されています。本法案により、審査基準や取引拒絶事由の全ての開示が義務付けられることになれば、デジタル・プラットフォームの健全性が損なわれかねません。

該当箇所：取引条件等の情報の開示

意見内容：デジタル・プラットフォーム事業者の投資意欲が毀損されることのないよう要望します。

理由：利用事業者がプラットフォームサービスを合理的に選択できるように、日本政府

は検索結果・ランキングの透明性に関する問題を取り上げてきました。ランキングに関する情報の開示については、デジタル・プラットフォーム事業者が自主的に、そのサービスやビジネスモデルの特性を踏まえた形で利用事業者の説明すべきであると考えますが、アルゴリズムの内容自体の開示を義務付けることは、日米デジタル貿易協定の第17条に抵触し営業秘密の開示につながる可能性があり、デジタル・プラットフォーム事業者の投資意欲を毀損することになりかねません。また開示内容が悪用される可能性も考慮すべきです。

該当箇所：運営における公正性確保

意見内容：商品・役務の提供を注意深く観察し、公平かつ公正な執行がされるよう要望します。

理由：デジタル・プラットフォーム事業者が自身の商品や役務を優遇しているかどうかについては、デジタル・プラットフォーム事業者により提供される商品・役務の競争力が他の利用事業者の提供する商品・役務の競争力より高くなっており、自身の優遇的な取扱いが本質的には問題視されるべきものでない場合があることから、自由で公正な競争環境の維持に必要な場合に限り規律されるべきです。

該当箇所：特定デジタル・プラットフォーム事業者による運営状況のレポートとモニタリング・レビュー

意見内容：デジタル・プラットフォーム事業者への過剰な負担が生じない制度を望みます。

理由：デジタル・プラットフォームの透明性および公正性確保のため、利用事業者からの声に真摯に耳を傾けることは、デジタル・プラットフォーム事業者の自主努力の一環として当然のことであると考えます。ビジネスモデルや分野に関わらず、同じ原則が適用されると考えます。多くのデジタル・プラットフォーム事業者は、既に利用者の意見を取り入れる手段を設けています。他方、本法案により、特定デジタル・プラットフォーム事業者が毎年自己評価を付したレポートを政府に提出し、政府が利用事業者等の意見を聴取し、毎年レビューを行う場合には、それら特定の事業者のみに過度な負担が生じると考え得ます。デジタル・プラットフォーム事業者の事業運営に支障を来すような過剰な負担を発生させないような内容になることを希望します。

該当箇所：運営における公正性確保（取引上の不当行為）

意見内容：独占禁止法等との整合性確保による安定的なビジネス環境が確保されるべきです。

理由：プラットフォーム によるイノベティブなサービス提供を阻害する恐れを防ぐ必要性が高いことから、他の法令で規律されるべきものについては、重複や不整合を排除する必要があります。加えて、当該他の法令においても、一律に規律せず個々に具体

的に判断することが適切であると考えられ、先例が積み重ねられてきており、独占禁止法はその最たるものであります。本法案で、一定の取引上の不当行為をしてはならないとの規制をすることは、デジタル・プラットフォーム事業者の革新的な取組みを阻害する恐れがあります。独占禁止法上に規定される原則に従い、個々の事案によって不公正か否かが個別具体的に判断されるべきものが多くあるにも関わらず、本法案によって「取引上の不当行為」に関する原則の範囲や基準が一律に定められ適用されることは、重大な懸念です。本法案が提案する「取引上の不当行為」の一律の定義と適用は、独占禁止法で禁止される行為の範囲ないし基準と異なることから、二重の規制になる可能性もあり、本法案では取引上の不当行為を規律すべきでないと考えます。